慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	鶴木眞君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.7 (2003. 7) ,p.127- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030728-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

鶴木眞君学位請求論文審査報告

鶴木眞君が、この度博士学位請求論文として提出したのは『情報政治学』（三嶺書房、二〇〇二年）である。

本審査報告の構成は以下の通りである。

（一）本論文の位置づけと構成
（二）本論文の内容要旨
（三）本論文の評価
（四）結論

（一）本論文の位置づけと構成

本論文の著者である鶴木眞君は、マス・コミュニケーション論、あるいは政治コミュニケーション論の領域において、これまで数多くの学術論文を執筆し、公表してきた。また、『メディアと情報のマトリックス』（弘文堂）、『はじめて学ぶ社会情報論』（三嶺書房）、『客観報道』（成文堂）といった、当領域で高い評価を得ている論集を編集してきた。加えて、ニュース研究の領域では必読文献となっている『ニュース社会学』（O・タックマン著）の翻訳を行うなど、専門領域を同じくする他の研究者に対して多くの刺激を与えてきた。

その一方で、社会的コミュニケーション論の観点から、数多くの海外調査を手がけ、分析を行い、いくつかの政策提言も行ってきた。それらの成果は、『日系アメリカ人』（講談社）、『パレスチナ問題入門』（TBSブリタニカ）、『パレスチナとアラブ人』（慶應通信）、『真実のイスラエル』（共著：同友館）などの著書に結実している。

今回、鶴木君が提出した博士学位請求論文「情報政治学」は、これら二つの研究の流れ、すなわちマス・コミュニケーション研究と地域を対象とした社会的コミュニケーション研究、両者の研究成果を踏まえたものとなっている。また、近年生じてきた地域問題や国際政治問題、特にテロリズムについて事例研究を行い、情報政治学の可能性を提示した意欲的な論文である。その構成は以下の通りである。

序章　情報化と社会変動
第一章　政治社会学と情報空間：高度情報化社会論の軌跡

第二章　情報政治学：新たな視座を求めて
第三章　国際情報秩序への「情報政治学」アプローチ：「新国際情報秩序論」と「新世界情報秩序論」を手掛かりとして
第四章　政治変動への「情報政治学」アプローチ：グラスノスチ、反ユダヤ主義、解放の神話の崩壊
第五章　地域研究への「情報政治学」アプローチ：ベトナムの一九九〇年代を事例として
第六章　ジャーナリズムへの「情報政治学」アプローチ：マス・メディアの状況監視機能と報道枠組み
第七章　国際コミュニケーションへの「情報政治学」アプローチ：東西冷戦崩壊と政治コミュニケーション
第八章　二〇世紀における戦争形態への「情報政治学」アプローチ：消耗戦争から低強度戦争へ
第九章　社会的危機管理への「情報政治学」アプローチ：サイバー・テロリズムの可能性
第一〇章　国際テロリズムへの「情報政治学」アプローチ：新しいリンケージ・テロリズムの時代を迎えて

（二）本論文の内容要旨

著者はまず、序章において、これまで欧米や日本で論じられてきた社会情報論に関して批判的な検討を行う。その中で、「一方で変化した人々の情報空間は、近代国民国家を形成するが、他方で近代国民国家がそれに適した人々の情報空間を作り上げる」（六頁）と述べ、情報空間と国民国家の相互関連性について論じる。また、社会進化論的発想から完全に脱し切れない社会情報論やメディア論の見解に対しても、それからの脱構築化を図るための手法を提示する。その際、特に批判の対象としているのは、情報を経済財として把握する情報経済論、そして情報経済論の影響を強く受けてきた高度情報化社会論である。

第一章では、高度情報化社会論という用語・概念が有する政治的含意に注目し、それを楽観論と悲観論に分け、それぞれの立場について検討を行っている。その中で、これまで日本政府の遂行してきた情報化にかかわる諸政策においては、もっぱら楽観論が採用されてきたことを指摘している。同時に、情報社会論や高度情報社会論が、こうした楽観論に基づいてきたことを政策分析を通じて明らかにし、

そこから「体制イデオロギーとしての『情報社会論』」という見解を導き出す。この章ではまた、「危機管理のイデオロギーとしての『高度情報社会論』」という見解も提示されている。ここでの著者の主張は、その種のイデオロギーの主要な目的が、高度情報社会が引き起こす様々な社会問題を隠蔽するというよりも、「事実が加工されたデータに基づいて『現象的』に創作される状況、思考や行動の様式があらかじめ設定された情報処理の手続きに従うように管理される状況などを、社会病理現象と見破られることなく、国民のなかに定着させること」（二二二頁）にあるというものである。

それに続く第二章と第三章は、それまでの理論的考察を踏まえ、後の各章の具体的な分析への橋渡しとなる、言うなれば理論と分析の結節点となる章である。第二章ではまず、「西側」情報社会が、経済効率を高める意図を強く持つにもかかわらず、「一国単位の『情報化』の進展が必ずしも先進資本主義システム全体の経済効率の向上に対して親和性を持っていないこと」（三一頁）が指摘される。特に電気通信分野における急速なグローバリズム化により、それぞれの国家は、「国単位の政策的独自性を残しながら国際的協調をどのように、どの程度達成すべきなのかを決定せねばならない」（同頁）という困難な問題を抱え込むことになる。これが、「西側」情報社会が抱える脆弱な側面の一つである。この種の社会が抱える第二の問題点として、構築されたインフラが「『西側』社会にとって、政治的変動ないし政治的不安定の担い手となりうる対抗勢力を惹起させ、連帯化させるための情報インフラとしても機能する場合がある」（三六―三七頁）点があげられている。さらに第三の問題点として、「政治的支配のヘゲモニーを握っている勢力により提示される『仮想現実』構築のためのシナリオが永続性を必ずしも持ち得ない」（四二頁）点が指摘されている。なぜなら、「このような『仮想現実』は、もともとの『シナリオ』には描かれていなかった新しい情報が加えられたり、シナリオの展開の過程で論理的矛盾が生じたり、予期せぬヘゲモニー争奪が行われることなどによって、変更を余儀なくさせられる」からである（四一頁）。以上の点から著者は、既存の楽観的な情報社会論やそれに基づく情報化政策に関して批判を加えつつも、それらを推進する政策主体、およびそれを容認する「西側」の国家社会に内在する脆弱性を鋭く指摘する。

高度情報社会におけるこうした国家社会の脆弱性に関しては、情報をめぐる南北問題、そして情報のグローバル化

に伴う国家・文化主権の問題を扱う第三章でも論じられている。すなわち、情報のグローバル化の著しい進展により、「国民国家の『文化的自律性』の保持が脅かされ」、同時に「国民国家という枠組みの政治的な対外的独立性、対内的絶対性への疑義が出された」のである（四八頁）。次いで著者は、かつて政治学やマス・コミュニケーション論の領域で多くの注目を集めた、いわゆる「近代化とコミュニケーション」について再論する。この研究領域においては、従来、政治システムの統合の問題が中心に論じられており、そのため情報主権や文化主権の問題に対する関心が希薄であったことが指摘されている。高度情報社会において国家は、情報主権や文化主権が脅かされるという深刻な問題を抱え込みながらも、他方では「国内的および国際的な法的構造においては、依然として主権国家の存続が秩序の基幹になっている」（五九頁）という矛盾した状況の中にあることが強調されている。

こうした理論的検討をもとにして、第四章以降では諸地域における社会的コミュニケーション過程を中心に、より具体的な事例分析が行われている。第四章では、ゴルバチョフ政権下でグラスノスチが推進され、ソ連社会で様々な自由化や解放が試みられたにもかかわらず、現実にはかえって民族問題が顕在化した状況について考察が加えられている。その中心は、著者が長年関心を寄せていたユダヤ人問題に置かれている。この問題に関して著者は、マルクス主義を再検討するなかで様々な資料を用いながら具体的な分析を行っている。そして、歴史的にはユダヤ人のソ連社会への通文化化が進んでいたにもかかわらず、依然として様々な差別が残存していたことを浮き彫りにする。この状況に関して著者は、「ソ連邦のユダヤ人は、ゴルバチョフ政権の下でより大きな宗教上の自由を認められ、またイスラエルへの移民について規制が大幅に緩められた。しかし同時に、ソ連邦内の諸民族の民族意識の高まりによりロシア人の大ロシア・ナショナリズムを刺激し」（七二―七三頁）、それが反ユダヤ主義の噴出を招いたことを指摘する。同時に、グラスノスチ下のジャーナリズムが、いわゆる「解放の神話」の上に立ってしまい、当時の解放が現実には部分的であったことに対する認識が十分でなかったことも主張されている。

続く第五章では、東アジアにおける情報政策の地域的特徴に関して様々な角度から考察を加え、そこから「悪意ある宣伝を意図しない限り、あるいは国家の政治的・文化的主権を侵害しない限りマス・メディアの『言論・表現の自

由』を認めるということなのである」（九八頁）という見解を導く。本章の直接の分析対象であるベトナムの情報政策もその例外ではない。そして、この方針はマス・メディアのみならずインターネットに対する規制にも適用されていることが具体的に示されている。

第六章では、国家間の相互依存関係が強まる中でのジャーナリズム活動の問題点が考察されている。ここでは、「マス・メディアは本拠を置く国家の利害からどれだけ自らの論点を独立させて展開することができるのだろうか。資本主義経済の下で私企業として報道や娯楽を提供しているマス・メディアは、営利の論理からどれだけ自らの論点を独立させて展開することができるのだろうか」（一〇五頁）という問いが投げかけられる。これらの問題は、無論、ジャーナリズム論やマス・コミュニケーション論においては古典的かつ最も重要な問題である。情報政治学の観点から、著者はこのうち前者の問題、すなわちマス・メディアと国益の問題を中心にすえ、国際政治に関する理論的展開と関連させながら論じる。その上で、ベトナム戦争報道において日本のマス・メディアの言説が著しく混乱したと批判を加え、その原因を以下の点に求めている。それは「日本の主流新聞の依拠した報道の『枠組み』が、一、センセーショナリズムと、二、東西冷戦下でのイデオロギー的偏向の問題と、三、適切性を欠いた海外取材体制のもとに置かれていた」（一一二頁）という三点である。そして、日本のマス・メディアが抱える問題点、すなわち国際状況監視機能の不十分さについて鋭く批判を加えるのである。

第七章では、国際コミュニケーションの現実の問題を扱いつつ、近年のそれらの動向が政治コミュニケーション研究に及ぼしてきた影響について、理論的関心を前面に出しながら検討が加えられている。例えば、「地方化」と「国際化・世界化」という相反する二つの社会的趨勢と相互作用が、国家一元的な従来の国際政治論や国内政治論を解体させてきたことを指摘する。そして、この現象が以下の三つの研究対象を生み出し、差別化させるに至ったと指摘する（一三一―一三二頁）。第一は、国際コミュニケーションを「世界という社会」的コミュニケーションとして認識する次元である。第二は、国際コミュニケーションを国内コミュニケーションと連続性をもつ不可分のものとして認識する次元である。第三は、それ故に逆説的に高まる国家への関心から導き出された国内コミュニケーション、すなわち国家の形態変化ではなく属性の変化（国家主権の意味の変化や、その行使の仕方の変化）の下におかれた国内コ

ミュニケーションの次元である。さらに、東西冷戦構造崩壊以後の東ヨーロッパ、東アジア、アメリカ、各地域に関する情報政治学の観点からの研究を概観する。その上で、マス・コミュニケーション論にその出自を持つ情報政治学が、国際政治学と密接に関連する国際コミュニケーション分析とは異なる自律的パラダイムを構築することが可能と考え、そのために必要な知的作業として以下の四点を掲げている（一四七―一四九頁）。それは第一に、メディアを相対的に独立した装置として捉えるアメリカのメイン・ストリーム研究によって得られた様々な知見（ゲートキーパー論、アジェンダ設定論、メディア・イベント論など）を横断的に関連付けようとすること。第二に、このメイン・ストリーム研究に対して、批判的な立場に立ち、メディアが存在する社会の背景や論理（カルチュラル・スタディズ、ネオ・マルクス主義的コミュニケーション論など）を重視すること。第三に、国際（世界）政治の現実の状況のなかに、マス・メディアを時系列的に継続して位置づけること。これには戦争報道やイメージ・ポリティクスに関する研究が相当する。第四に、手法としての計量的志向に距離を置き、ディスクール分析を志向することである。

第八章から一〇章までの三つの章では、近年注目度がとみに高まっているテロリズムの問題が論じられている。まず第八章では、高度情報社会の特徴、ないしはディレンマについて次のように要約している。それは、「高度情報化がもたらす複数のセンターが存在するネットワーク化された組織では、組織間の権限の分散化が進む一方、同時にネットワークがどのような状況にあるかを全体的に把握している部署が存在していなければならない」（一五八頁）というものである。この点にこそ、ネットワーク社会の問題点を見出すことができるのである。また、テロ行為に象徴される、近年の戦争形態の変化を見る時、これまでマス・コミュニケーション論やジャーナリズム論において肯定的に評価されてきたマス・メディアの「環境監視機能」も、テロリズムによって利用されることになる。特に、テロ行為が生じた理由、すなわち「『なぜ』の部分がテロリズム報道に加えられた時、マス・メディアはしばしばテロリストの武器になる」（一六六頁）ことが指摘されている。

続く第九章では、サイバー・テロリズムの問題へと展開される。この種のテロ行為は、サイバー空間におけるテロリズムの行使、サイバー空間を経由して国家的重要基盤に損傷を与えるテロリズム、サイバー空間上で社会的不安を醸成するテロリズム、という三局面に分類される。サイバ

ー・テロリズムの発生は、「人々の日常的生活空間のなかでネットワーク的に構成されている新たな組織形態を持ったテロ組織」（一七四頁）を生み出すという側面もあわせ持つ。こうした新たな形態のテロリズムへの対処策として、国際レジームの構築を期待する見解もあるが、「国際化したそれらの非国家的組織（＝非国家的テロ組織：引用者）を、国際法や条約あるいは国際的に合意された価値や規範（国際レジーム）の下で統制することは事実上、極めて困難である」（一八二頁）と述べる。

最終章である第一〇章においては、国際テロリズムの高度情報化の側面が分析されるとともに、冷戦構造崩壊以後の高度情報社会では、「国内テロリズムの国際化」と「国際テロリズムの国内化」という「新しいリンケージ・テロリズム」の時代を迎えるにいたった点が論じられている。しかも、その形態は従来のヒエラルキー型リンケージからネットワーク型リンケージへと移行してきたことが指摘されている。加えて、テロの実行主体を見ても大きな変化が生じてきた。すなわち、「新たな政治アイデンティティが冷戦後の主要な国際紛争の中で、犠牲を払っても護り抜こうとする価値が、政治的イデオロギーから人種・民族・宗教・倫理アイデンティティへと移行し」、そして「テロリズムの実行主体が政治的目標とは無縁の組織と連携する傾向を深めている」（一九七頁）のである。このように急激な変化をとげるテロリズムを抑止するための基本枠組みとして、著者は「指揮（Command）」「管制（Control）」「通信（Communication）」「コンピューター（Computer）」「諜報（Intelligence）」「監視（Surveillance）」「偵察（Reconnaissance）」という「C4ISR」を掲げ、これらによってテロリズムの未然防止とテロリストの追跡・摘発を行うことの重要性を主張する（二〇〇頁）。そして最後に、こうしたテロリズム抑止の方策は、他の情報収集活動と連携することで大きな効力を発揮することが主張されている。

（三）本論文の評価

著者は、「あとがき」の中で、本論文の執筆動機として、「政治学という広い学問領域の中で、サブ・ディシプリンとしての政治社会学の範疇で『情報政治学』の所在を明らかにする」（二〇五―二〇六頁）点をあげている。この指摘は、本論文が、「情報政治学」という、これまで正面から論じられる機会が少なかった研究領域の開拓が主たる狙いであることを示している。この狙いは、かなりの程度達

成されている。というのも、マス・コミュニケーション論や国際コミュニケーション論など、情報政治学と密接な関連をもつ研究成果を踏まえつつも、それらとの差異を意識しながら情報政治学に関する理論的考察を行っているからである。この点は、既存の理論研究に対する十分な理解があって初めて可能な作業であったと評価できる。

また、それらの理論的考察を参照しながら多様な事例研究を行っている点も特筆されるべきである。この部分では、著者がこれまで蓄積してきた諸地域を対象とした社会的コミュニケーション研究の成果が十分に生かされていると言える。エスニシティとアイデンティティの問題に関しては著者は早くから関心を持ち、調査研究を蓄積してきたが、本論文はその成果を継承し、発展させるものである。特に、国民国家の形成と国民的アイデンティティの問題については、欧米を中心とした理論枠組みを超える試みを積極的に行い、その作業を軸にすえながら情報政治学の領域に引き寄せて事例研究を行っている点は高く評価できよう。

それに加え、戦争やテロリズムといった国際紛争の問題を積極的に扱い、とくに冷戦構造崩壊以後のその種の国際紛争の変化に関して適切な論評を行っている点も十分評価できる。「低強度戦争」や「サイバー・テロリズム」といった概念を駆使して、新たな形態の国際紛争に関して考察を加えている点は、著者が強く主張する情報政治学の確立に大きく寄与することになろう。

本論文は、このように学術的に高い価値をもつものであるが、いくつかの問題点も残されている。第一に、既存のマス・コミュニケーション論、政治コミュニケーション論、国際関係論、国際政治論に関する、より綿密な理論的検討を行う必要性があったと考えられる。前述したように、これらの作業は、著者が既に発表した研究業績の中でかなりの程度行われているとも言えるが、それらを発展させる形で本論文に取り込んでいたならば、本論文はより充実した内容となっていたであろう。

第二に、本論文で行った数多くの事例研究を総合する枠組み、あるいは明確な結論を示す章が設けられていたならば、本論文の価値はより高まったに違いない。確かに、本論文が情報政治学という新たな研究領域の開拓と構築に意欲的に取り組むことに主眼を置いたことを考慮するならば、こうした評価は適切さを欠くかもしれない。しかし、やはり序章や第一章、第二章においての理論的考察が、事例研究を経た後に再度吟味される形で提示されたならば、本論

文の目的の達成度がより高まったのではという思いは拭えない。

（四）　結論

以上述べてきたように、本論文はいくつかの問題点や今後の課題を有してはいるものの、鶴木眞君が提出した「情報政治学」は、理論と分析、いずれの面でも学術的に優れた価値を持つものと判断できる。よって我々審査員は、鶴木眞君に博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与することが適切であると判断する。

二〇〇二年一〇月一五日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　霜野　壽亮

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員社会学博士　関根　政美

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　大石　裕

松田康博君学位請求論文審査報告

松田康博君提出の博士学位請求論文「台湾における一党独裁体制の成立」の構成は以下の通りである。

序章　序論
第一章　中国国民党の「改造」
第二章　中央における党政関係
第三章　党による地方統制
第四章　党と軍
第五章　党と特務機構
第六章　土地改革政策の政策決定過程
終章　結論

（一）

周知のように、中国大陸における中国共産党との内戦に敗れた中国国民党は、一九四九年一二月台湾に撤退し、そこで一党独裁体制を確立した。本論文の主要な分析対象は、一九五〇年代台湾における国民党独裁体制の成立過程であ